

「総合理学療法学」投稿規程

(本誌の目的)

- 第1条 研究成果の公表により理学療法発展に寄与する。
- 2 理学療法および関連分野の動向や最新知見を提供する。
 - 3 会員による研究活動や論文執筆など学術研鑽を促す。

(論文の種類)

- 第2条 投稿可能な論文の種類を下記のとおりとする。なお、論文は全て和文とする。
- (1) 研究論文(原著)
 - (2) 症例研究(ABA法など)
 - (3) 症例報告
 - (4) その他(編集委員会が掲載を認めたもの)

(投稿者の資格)

- 第3条 本誌への投稿資格は原則として投稿者が日本理学療法士協会会員であることとする。ただし編集委員会により本会に寄与すると認められた記事については会員外でも投稿を受理する。

(投稿論文の条件)

- 第4条 投稿する論文は他誌で発表、または投稿中の原稿でないこと。また本投稿規定および執筆規定に従って作成された原稿であること。

(著作権)

- 第5条 本誌に掲載された論文の著作権は大阪府理学療法士会生涯学習センターに属する。筆頭著者および共著者は「論文投稿に関する誓約書」に署名の上、編集委員会に提出すること。

(利益相反)

- 第6条 投稿する研究に関して利益相反の有無を記載すること。また、「利益相反自己申告書」を共著者も含め著者全員分を提出すること。

(研究倫理)

- 第7条 論文投稿における倫理審査について下記のとおり定める。
- (1) ヒトを対象とする研究の場合、ヘルシンキ宣言および厚生労働省の制定する倫理指針に基づき対象者の保護には十分留意すること。本文中で倫理的な配慮に関する記述を必ず行い、所属機関に倫理審査委員会がある場合は委員会名および承認番号(または承認年月日)を記載すること。動物を研究(実験)とする研究の場合、所属機関の動物実験委員会にて承認を得た上で、本文中に委員会名と承認番号(または承認年月日)を記載すること。
 - (2) (1)に関連して、所属機関等の倫理審査委員会もしくは動物実験委員会により倫理審査不要と判断された場合、倫理審査不要に関する通知書を論文投稿時に合わせて提出する

こと。

- (3) 症例報告やレビュー論文について、研究倫理審査委員会の受審は不要とする。ただし、症例報告においては、論文投稿に当たり症例報告対象者に必ず口頭および書面にて同意を得ておくこと。また、その旨を本文中に明記すること。なお、編集委員会において倫理審査委員会の受審が必要と判断した場合は、(1) のとおり手続きを行うこと。

(原稿の採択)

第8条 原稿の採否は査読者による査読を行いその意見を基に最終的に査読委員会が決定する。審査の結果、原稿の修正を求めることがある。また必要に応じて査読委員会の責任において字句の訂正を行うことがある。論文受理の日付は審査の後、掲載を決定した日とする。

(校正)

第9条 著者校正は1回とし、文章の内容および図表の変更は原則として認めない。

(転載の許諾)

第10条 他の著作物からの転載に関しては、著作権保護のため予め発行元の出版社および原作者の許諾を得ておくこと。転載料が発生した場合は投稿者が負担するものとする。

(掲載に関する費用)

第11条 執筆規定に基づく分量の範囲内は無料とする。超過した場合、要した実費を徴収する場合がある。カラー掲載は実費負担とする。

(掲載誌と別刷)

第12条 本誌に掲載された記事はオンラインで公開される。投稿者には掲載誌1部を贈呈する。

(原稿送付先および連絡先)

第13条 原稿送付および問い合わせはE-mailのみとする。原稿等必要ファイルを添付の上、下記アドレスまで送付すること。

【連絡先】

一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター学術誌編集部

E-mail: cptr.editor@gmail.com

(附則) 本規程は令和3年9月1日から施行する
本規程の改定は令和6年3月13日から施行する。
本規程の改定は令和6年11月12日から施行する。